

# 社団法人再開発コーディネーター協会関西Qの会規約

## (目的)

第1条「社団法人再開発コーディネーター協会関西Qの会」(以下「当会」という。)は、その会員が再開発や街づくりについての見識を広げ、技術を向上させ、以て会員の再開発等に関わる様々な活動の適正かつ円滑な促進に寄与するため、関連する広い分野にわたる調査・研究・研修・情報交換を行うことを目的とする。

## (名称)

第2条当会は「社団法人再開発コーディネーター協会関西Qの会」と称する。

## (事務局)

第3条当会の事務局は、社団法人再開発コーディネーター協会(以下「協会」という。)の法人会員より1社を選定し、その所在地に置く。

2 事務局を置く法人会員の選定は、第6条に定める運営委員会により毎年度行い、複数年度にわたる再任を妨げない。

## (事務局の職務)

第4条事務局は、その法人に所属する者から責任者及び担当者を定め、第6条に定める運営委員会の指示に基づき、次の業務を行う。

- (1)当会会員の名簿等の管理
- (2)当会会員への必要な情報、連絡事項の発信
- (3)当会の会合等を開催する際の事務業務
- (4)当会の会計業務
- (5)協会への必要な報告、手続き等
- (6)その他、運営委員会との協議により必要と認められる業務

## (会員の資格)

第5条当会の会員は、協会会員(法人会員に所属する者を含む)、再開発プランナー資格者及び再開発プランナー資格取得を目指す者の内、近畿地方を主な活動の場とし、当会への参加を希望する者とする。

## (運営委員会)

第6条当会の活動内容を企画し、実行するため、事務局とは別に「関西Qの会運営委員会」(以下、「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会は、少なくとも毎年度1回開催し、次の事項を確認する。

- (1)事務局、運営委員の選出に関する事
- (2)予算及び決算に関する事
- (3)活動実施報告及び活動実施計画に関する事
- (4)その他、運営委員会において必要と認める事項

(運営委員の定数及び選出)

第7条運営委員会を構成する委員の定数は、20名以内とする。

2 委員は、協会会員（法人会員に所属する者を含む）の中から推薦（自薦、他薦を含む）により選定する。

3 委員の中から、会長（1名）、副会長（若干名）を委員の互選により選出する。

(運営委員の任期)

第8条委員の任期は2年度とし、次期委員改選までとする。

2 委員は再任されることができる。

(運営委員の職務)

第9条委員は、運営委員会を構成し、当会の円滑な活動のために必要な業務を行う。

2 会長は、当会を代表し、当会の活動及び運営委員会の業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときその職務を代行する。

(協会への届出)

第10条第7条第3項により選出された会長、副会長及び第4条で定める事務局の担当者を「幹事」とし、会長を「代表幹事」、事務局担当者の内1名を「会計幹事」と定めて、当会の代表幹事名で年度初めに実施計画書（別紙様式）、年度終了後にすみやかに実施報告書を、協会会長宛てに提出するものとする。

(会計)

第11条当会の経費は次の収入によって充てる。

(1)会費

(2)協会からの援助金

(3)その他の収入

(事業年度)

第12条当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(オブザーバー)

第13条運営委員会の承認により、当会活動実施の諮問機関としてオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、協会会員（法人会員に所属する者を含む）から運営委員会が選定する。

(その他定めのない事項)

第14条この規約に定めのない事項については、運営委員会において定める。

(施行期日)

第15条この規約は、平成19年4月1日より施行する。

2 平成21年2月13日改正の規約は、平成21年4月1日より効力を発する。